

所持品について

- 1 物品は生徒にふさわしいものを所持する。
 - ア 携帯電話（スマートフォン等）は学校敷地内での使用を禁止する。
 - イ 携帯音楽プレーヤー・各種ゲーム機は登下校中及び学校敷地内での使用を禁止する。
- 2 文具その他自分の所持品にはできるだけ記名する。
- 3 所持品を紛失したとき、または遺失物を拾得した時は直ちに届ける。
- 4 生徒証明書は常に携帯する。紛失したときは直ちに届け出て再交付を受ける。